



Title	戦前期日本の軍人恩給制度
Author(s)	今城, 徹
Citation	大阪大学経済学. 2014, 64(2), p. 87-104
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57048
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦前期日本の軍人恩給制度*

今 城 徹[†]

要 約

本稿では、1875年から1937年の日本の軍人恩給制度を特に陸軍の受給者数や給付額といった基本的な数値とともに検討し、軍人恩給が軍人とその遺族の生活をどのように支えたのかを具体的に評価した。

戦前日本の軍人恩給制度は1875年に傷痍した陸軍軍人ないしその遺族への扶助から始まった。1876年の陸軍恩給令から定年恩給である普通恩給が開始され、重度の傷病程度の軍人に対して終身で支給される増加恩給、各種の有期恩給、遺族に支払われる扶助料といったその後の軍人恩給法と恩給法につながる制度の原型ができあがった。しかし、明治期後期から急激な物価上昇を伴った第一次世界大戦期にかけて、退役軍人やその遺族が受け取った実質恩給額は減少し続けた。

以上のことから社会問題化するなかで、政府は1917年から1922年にかけて再度軍人恩給法を改正し、1923年に現代まで続く恩給法を制定した。これにより、恩給を受給する陸軍軍人とその遺族の人数はあまり増加しなかったものの、彼ら・彼女らが受け取る実質恩給額は1920年前後から32年にかけて、また、特に下士官や兵およびその遺族のものほど大幅に増加した。金銭面からみて、1920年代および昭和恐慌期に恩給を受給していた軍人やその遺族の生活はそれ以前の時期に比べて質的に改善された。

ただし、恩給の急激な増加は財政への圧迫につながった。また陸軍においても、軍人が受け取る各種恩給の最低額は退職時の階級で決まったために、退職直前の軍人を昇進させてその受給額を上乗せする慣行が存在した。1933年の恩給法改正の目的は普通恩給の受給権獲得に必要な服役最低年限を延ばし、さらに上記の慣行の実施を制限することで、恩給の財政への負担を軽減することであった。結果的に、1933年の改正はこの目的をある程度達成した。また、この期間に恩給を受給していた軍人とその遺族は、金銭面からみて、1920年代から1930年代初頭と同程度の生活水準を維持していた。

JEL 分類：N3, N4

キーワード：軍人恩給法、恩給法、普通恩給、増加恩給、実質恩給額

* 本稿は社会経済史学第83回全国大会（会場：同志社大学）のパネル・ディスカッション「近代日本における戦傷病者—制度・救護・生活—」での報告をもとにしている。このパネル報告ではフロアの方々から有益なコメントをたくさん頂いた。本稿では頂いた

コメントに十分に答えることができず、大半が今後の「宿題」になってしまいましたが、コメントを下さった方々に改めて感謝いたします。

† 阪南大学経済学部准教授

はじめに

本稿の目的は、1875年から1937年の日本の軍人恩給制度を特に陸軍の受給者数や給付額といった基本的な数値とともに検討し、軍人恩給が軍人とその遺族の生活をどのように支えたのかを具体的に評価することである。

戦前および戦時中の軍部に関する研究については、特に第一次世界大戦後に明確になる総力戦体制の構築を政府や軍部がどのように推進したのか、という視点からの研究が豊富に存在する¹。軍隊や軍人またその遺族についての研究も、代表的なものだけでも、大部分の軍人にとってその入り口となった徴兵制の考察を通して、近代国家としての日本の特質と国家の強制力がどのようなものであったかを明らかにしようとした研究²、戦前および戦時期の日本の軍隊を、同時代の国民によるその組織に対する認識にまで言及しながら検討した研究³、日中戦争期から占領期の遺族に焦点を当てた研究⁴など、様々な視点からなされた数多くの研究が存在する。

しかし、管見の限りではあるが、昭和恐慌期の除隊兵の失業問題とそれへの対応に関する研究や1938年に設立された恩給金庫の設立過程に関する研究⁵を除いて、戦前の軍人やその遺族の生活を直接支えた「カネ」に関する歴史研

究は非常に少ない。本稿では、明治期以後退役軍人やその遺族の生活を直接支えた軍人恩給はどのようなきっかけで制度として誕生し、どのような理由からいかなる方針で改正されたのか、その改正によって受給人数や給付金額はどのように変化したのかを具体的に把握したい。これは、戦前および戦時期の一般的な日本国民が自分たちの生活と密接に関係していた軍隊をどのように認識していたのかを新たな視点から明らかにするための第一次接近になり得よう。なお、制度に関する記述は主に総理府恩給局編(1964)『恩給制度史』に依拠しており、より詳細な内容を記述する場合に注を付けた⁶。

1. 軍人恩給法以前の陸軍恩給

表1は陸軍恩給の受給人数と受給金額を年表とともに示したものである。日本陸軍の恩給制度は1875年4月公布の「陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則」(以下、「明治8年扶助概則」)から始まり、翌年10月にこの概則が廃止されて陸軍恩給令が公布され、さらに1883年10月にこの法令を全面的に改正した陸軍恩給令が改めて公布された。

「明治8年扶助概則」は戦闘または公務中の傷痍によって退職を余儀なくされた者に対する終身の增加恩給ないし一時金の傷病賜金、戦闘または公務で死亡した軍人の遺族に対する扶助料に関する法令であった。ただし、終身の定年恩給である普通恩給の規程や、恩給受給者が死んだ場合に妻などがその受給権を引き継ぐ規程

¹ 非常に多くの研究があるが、ここでは代表的なものとして、纏纏厚(2010)『総力戦体制研究—日本陸軍の国家総動員構想—』社会評論社、を挙げておく。

² 加藤陽子(1996)『徴兵制と近代日本—1868-1945—』吉川弘文館。

³ 例えば、吉田裕(2002)『日本の軍隊—兵士たちの近代史—』岩波書店。

⁴ 一ノ瀬俊也(2005)『銃後の社会史—戦死者と遺族—』吉川弘文館。

⁵ 昭和恐慌期の除隊兵と失業問題およびその対応策については、加瀬和俊(1992, 1993)「兵役と失業—昭和恐慌期における対応策の性格—(1) (2)」東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第44巻第3号・第4号。恩給制度の展開と恩給金庫の設立過程については、渋谷隆一(1990)『恩給制度の展開と恩給金庫』『地方金融史研究』第21号。

⁶ 『恩給制度史』および総理府恩給局編(1975)『恩給百年』は恩給関連法の成立過程とその改正を時系列に整理した優れた文献である。ただし文献の性格上、成立した法律やその改正後の内容に関する記述が中心で、それらの内容が確定する過程でなされた議論についての記述は相対的に少ない。本稿も制度については成立した法律およびその改正後の内容の概観にとどまっており、確定した内容に至るまでの紆余曲折は検討していない。この点については別稿を準備したい。

はまだ入っていなかった。これらの規程が入ったのは 1876 年の陸軍恩給令からであった。

1876 年 10 月に制度的により整った陸軍恩給令が公布された。この法令によって階級別の定年が定まり、下士官と兵は 35 歳、准士官以上の階級は 45 歳から 60 歳で定年を迎えることになった。その上で、准士官以上の階級の軍人は 25 年、下士官と兵は 15 年以上の服役で普通恩給の受給権を得ることになった⁷。増加恩給額は傷病の程度によって 3 段階に分かれ、最重症の場合、准士官以上であれば各階級の最上限普通恩給額の 1.2 倍、下士官以下であれば同じく 1.3 倍が給付された。その他に、傷病の程度が低いために増加恩給は受けられないが、戦闘または公務中の傷病によって現役復帰のめどが立たない准士官以上の者、あるいは服役できず生活が成り立たなくなった下士官以下の者に対して、各階級の最下限普通恩給額が傷病賜金として支払われた。扶助料は第 1 番目に妻が、第 2 番目に 20 歳未満の男女孤児が受け取ることになっていた⁸。ここでは妻に対する扶助料をみておくと、第 1 に、戦闘または公務中の傷病で死亡した軍人の妻は夫の階級で受け取る最上限の普通恩給の半額を受け取った。第 2 に、すでに恩給を受けていた、または受ける権利を持つ夫が死亡した場合、その妻は夫の階級で受け取る最上級の普通恩給の 4 分の 1 の金額を受け取った。普通恩給や妻などに対する扶助料のほかに、陸軍恩給令は准士官以上については 15 年以上 25 年未満の服役によって給付される「罷役後恩給」や、11 年以上 15 年未満の服役で服役期間の半期間給付される「罷役俸」を定めていた⁹。また、下士官以下についても、服役が 9

⁷ 『恩給制度史』、31-32 頁。ただし、定年以上であっても留任が許された。また、定年に至らなくても傷病によって退職を許される場合があった。

⁸ そのほか、戦死または公務中に死亡した未婚軍人の父母や兄弟姉妹に対する一時金としての扶助料も規定されていた（『恩給制度史』、36 頁）。

⁹ 『恩給制度史』、34 頁。「罷役後恩給」や「罷役俸」の受給権は本人限りで、妻などはそれらの受給権を

年以上で、服役中の傷病によって現役復帰のめどが立たず、生活扶助が必要と認められた場合に 2 年間限定で本人に支払われる「罷役恤金」を定めていた。

1883 年 9 月に再び陸軍恩給令が公布された¹⁰。この法令では、普通恩給の受給権を得るための最低服役期間が准士官以上の 25 年および下士官以下の 15 年以上から、両方ともに 11 年以上に短縮された。その上で、准士官以上、下士官以下ともに各階級の定年まで服役した者、あるいは戦闘または公務中の傷病によって退役せざるを得ない者、下士官以下に限り服役満期まで勤めて退役した者も普通恩給を受けた。退職に相当する傷病の程度は准士官以上で「一肢以上ノ用ヲ失ヒ或ハ之ヲ失フニ等シト認ムル」程度、下士官以下で「永久健康ヲ妨害シ全ク兵役ニ堪ヘ」¹¹ ない程度であり、これらが陸軍に認められた者は最低服役期間未満であっても普通恩給を受けることができた。また、上記した傷病程度以上の傷病が認められた者は普通恩給に加えて増加恩給を受け取った¹²。妻に対する扶助料は前の陸軍恩給令と同じく、夫が戦闘または公務で死亡した妻は、すでに夫が恩給を受けている、または受給権を得て死亡した妻の 2 倍の扶助料を受け取った。また扶助料に関する新たな規程として、軍人が死亡したとき

本人の死後に引き継ぐことができなかった。

¹⁰ 『恩給制度史』、37 頁。同時に海軍恩給令も公布され、これによって陸海軍の恩給は形式、内容ともにほぼ統一されることになった。

¹¹ 『恩給制度史』、資料、406 頁。陸軍恩給令第 2 章「恩給及ヒ増加」第 10 条（退職恩給）、第 11 条（免除恩給）。なお、准士官以上で示した傷病程度は次に述べる増加恩給が規定した傷病程度の基準のもっとも軽症と同じである。

¹² 『恩給制度史』、資料、407 頁。陸軍恩給令第 2 章「恩給及ヒ増加」第 19 条（負傷増加恩給）。増加恩給の傷病程度の基準は内容でみて 3 段階に分かれ、さらに各段階で重症と軽症の 2 段階に分かれた。内容の区分でもっとも重症は「両目ヲ盲シ或ハ二肢ヲ失スル」、次に「一肢ヲ亡シ或ハ全ク二肢ノ用ヲ失フニ至ル」、もっとも軽症は准士官以上が服役期間未満で普通恩給の受給権を得る程度と同じである。

に扶助料を受けるべき妻や子がおらず、軍人の給料によって生活をしていた父母または祖父母が他に頼る子孫なく残された場合に、彼ら・彼女らは扶助料を受給できるようになった。その他に、まだ普通恩給の受給権を得ないうちに戦闘および戦地または公務中の傷病によって除隊し、その傷病が増加恩給を得る程度に至らない下士官以下の者は一時金として階級に応じた賑恤金を、また、下士官以上の軍人が現役中に死亡し、または5年以上勤続したのちに除隊して恩給や扶助料が給付されない場合に、その遺族や本人は一時金として階級に応じた給助金を受け取ることになった¹³。

表1の1875年から1890年の人数と金額は陸軍を含めた恩給受給総人数と総額だが、その大部分が陸軍によるものである。人数は1877年の西南の役以後急増して1888年に3400人を超え、また金額は36万3000円となり、一般会計歳出に対する割合は0.4%であった。

2. 軍人恩給法の制定および改正と陸軍恩給

(1) 軍人恩給法の制定と明治30・40年代の改正

1890年6月、1923年に恩給法が制定されるまで陸軍恩給の基本法となった軍人恩給法が公布された。ただし、制定時の内容は前節でみた1883年の陸軍恩給令と大差なく、下士官以上に給される給助金の受給条件が、陸軍恩給令の「五年以上勤続キノ後罷役或ハ免官トナリ恩給若クハ扶助料ヲ賜ハラサル者」から「現役四年以上十一年未満ニシテ現役ヲ離レ退職恩給、免除恩給ヲ受ケサル者」へと1年引き下げられたことが目立つ程度であった¹⁴。

しかしその後、軍人恩給法は次節でみる恩給法が制定されるまでに1902年から1917年にか

けて8回改正されており、このうちの6回が軍人およびその遺族の恩給額を引き上げるものであった。ここでは明治30・40年代の改正で主なものをみておこう。1902年4月の改正では、扶助料の設定が従来の公務死と平病死の2段階から新たに戦死または戦闘による負傷死を加えたものになり、公務死と平病死に対する扶助料額は従来通り、戦死または戦闘による負傷死に対する扶助料額は前者よりも一段階高額なものになった。1904年4月の改正では、増加恩給の設定が戦闘による傷病と普通公務の傷病の2段階となり、普通公務の傷病による増加恩給額が従来の増加恩給と同額で、新たに一段階高額な戦闘による傷病の増加恩給が設定された。また、下級者の増加恩給の額、下士官以下の普通恩給、扶助料、給助金の増額、賑恤金を傷病の原因別に分けた上での増額が実施された。その他に、扶助料や一時扶助料を受けるための妻、父母、祖父母、兄弟姉妹の要件が若干緩和された¹⁵。1906年4月の改正では、普通恩給の最上限額を引き上げるとともに、増加恩給についてこれまでもっとも重症だった第1項症の上に特別項症を設け、各階級の第1項症の額にさらにその10分の6以内を上乗せすることを定めた。また、下士官以下で普通恩給を受ける権利を持ち、かつ賑恤金の受給に該当する傷病を持つ者に対して普通恩給と賑恤金の併給を認めた¹⁶。1910年4月の改正で恩給や扶助料の請求権消滅時効の期間が3年から7年に延長された。1911年4月の改正により、陸海軍准士官で最高の俸給を受けていた者は高等官8等、つまり最下位の奏任官の普通恩給を得ることになった。扶助料について、軍人の死因が戦死または戦傷死の場合は死没軍人が受けるべき恩給の満額、公務傷病死の場合は同じく3分の2の額、平病死の場合は3分の1の額となった。また、恩給額が全体的に増額された。

¹³ 『恩給制度史』、資料、410頁、第7章「賑恤金」第49条、第8章「給助金」第51条。

¹⁴ 同上（「陸軍恩給令」第8章「給助金」第51条）、『恩給制度史』、資料、427頁（「軍人恩給法」第3章「賑恤金給助金」第16条）。

¹⁵ 『恩給制度史』、85頁。

¹⁶ 同上。ただし、賑恤金の最高額は引き下げられた。

表2 終身恩給人数

年	人數	構成比										階級別構成比										扶助				
		普通					增加					普通					增加					扶助				
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1892	2417	80	9	20	100	1.0	29	54	15	100	0.0	5	7	87	100	0.4	57	19	24	100						
1894	3371	80	7	20	100	0.7	30	55	14	100	0.0	8	8	84	100	0.7	54	20	26	100						
1896	10482	35	22	65	100	0.9	28	45	27	100	0.2	4	10	86	100	0.1	9	9	82	100						
1898	18713	25	23	75	100	0.6	24	48	27	100	0.1	5	10	85	100	0.1	6	8	87	100						
1900	23002	32	16	68	100	0.4	21	49	30	100	0.1	4	10	86	100	0.2	6	8	85	100						
1902	28339	38	13	62	100	0.5	23	45	32	100	0.1	4	9	86	100	0.2	7	8	85	100						
1906	143471	38	26	62	100	0.2	11	22	68	100	0.0	2	9	89	100	0.1	4	14	81	100						
1908	171575	45	21	55	100	0.2	10	22	67	100	0.0	3	9	88	100	0.1	5	14	81	100						
1910	178407	47	19	53	100	0.2	11	25	64	100	0.0	3	9	88	100	0.1	5	14	81	100						
1912	183857	49	18	51	100	0.2	12	26	62	100	0.0	3	9	88	100	0.1	5	13	82	100						
1914	187033	51	17	49	100	0.2	13	26	61	100	0.0	3	9	88	100	0.1	6	13	81	100						
1916	187878	53	17	47	100	0.2	13	27	59	100	0.0	3	9	88	100	0.1	6	14	80	100						
1918	189564	54	16	46	100	0.3	14	28	58	100	0.0	3	9	88	100	0.1	6	14	79	100						
1920	190890	55	15	45	100	0.3	15	29	56	100	0.0	3	9	88	100	0.2	7	15	78	100						
1922	176118	50	18	50	100	0.5	19	34	47	100	0.0	3	9	88	100	0.2	8	15	78	100						
1924	180471	52	17	48	100	0.6	21	33	45	100	0.0	3	9	88	100	0.3	9	15	76	100						
1926	184467	53	16	47	100	0.7	25	32	42	100	0.0	3	9	88	100	0.3	9	16	74	100						
1928	179763	55	16	45	100	0.7	27	32	41	100	0.0	3	9	88	100	0.4	10	17	72	100						
1930	177031	55	15	45	100	0.8	28	32	39	100	0.1	3	9	88	100	0.4	12	18	71	100						
1932	176147	55	15	45	100	0.9	30	31	37	100	0.1	3	9	88	100	0.5	13	18	68	100						
1934	173772	55	15	45	0.4	100	1.0	32	31	36	100	0.0	3	9	88	100	0.5	14	20	66	100	0.0	0.0	11	89	100
1935	175625	54	15	44	2	100	1.0	33	31	35	100	0.0	3	9	87	100	0.6	14	20	65	100	0.0	0.0	8	92	100
1936	173842	52	15	42	5	100	1.1	34	31	34	100	0.1	3	10	87	100	0.6	15	20	64	100	0.0	0.0	8	92	100
1937	181132	52	15	43	6	100	1.2	35	31	33	100	0.0	3	10	87	100	0.6	16	21	63	100	0.0	0.1	8	92	100

注1. 人數は普通恩給、扶助料、傷病年金受給人數の合計であり、人數の構成比合計は普通恩給、扶助料、傷病年金の構成比の合計。

注2. 人數欄で示された増加恩給の構成比は普通恩給および普通恩給併給者に占める増加恩給および普通恩給併給者に占める増加恩給の構成比の割合。受給者の割合。

出所 〔陸軍省統計年報〕 各年。

(2) 受給人員と金額の推移

表1によると、軍人恩給法が制定された1890年から1910年にかけて恩給を受給する陸軍軍人およびその遺族の人数と金額が急増する。この要因は1894・95年の日清戦争と1904・05年の日露戦争であり、1892年から1896年では人数で3.6倍、金額で2.7倍、1902年から1906年では人数で4.9倍、金額で5.5倍の増加である。人数を階級別にみると、1892年から1910年において一貫して高いのは下士官以下の軍人である判任官と兵であり、この2階級で80%から90%以上を占める。この期間の全恩給受給人数の70%から80%が陸軍軍人とその遺族であり、その80%から90%が下士官以下の軍人とその遺族だったのである。金額を階級別にみると、1892年から1902年までは佐尉官にあたる奏任官の構成比が50%前後を占めるが、日露戦争を境に下士官以下の構成比が70%に上昇する。日清・日露戦争を経て恩給総額に占める陸軍恩給の割合が上昇するなかで、やはり下士官以下の軍人とその遺族に対する恩給が増加したのである。

終身恩給つまり普通恩給、増加恩給、扶助料の受給人数を示した表2によると¹⁷、1892年から1912年における終身恩給の受給者の構成比は、日清戦争から日露戦争の時期における扶助料受給者の急上昇を除いて、普通恩給受給者と扶助料受給者とでそれぞれ50%程度となっている。ただし、必ず普通恩給と併給される増加恩給受給者は日清戦争と日露戦争ではっきりと増加し、普通恩給受給者の20%前後を占めた。

階級別の構成比でみると、1892年の普通恩給受給者の83%が奏任官と判任官、15%が兵であるが、日清戦争と日露戦争を経た1912年には兵が普通恩給受給者の過半数となってい

る。他方、1892年から1912年の増加恩給受給者は兵が常に80%強を占める。階級が兵の職業軍人が日清戦争および日露戦争の従軍で負傷して増加恩給と普通恩給を受けた場合ももちろんあろうが、壮丁男子が召集で両戦争のいずれか、または両方に従軍した結果負傷して増加恩給と普通恩給の併給を受けた場合も相当数込んでいたと考えられる。扶助料における兵の構成比も日清戦争を境に急上昇して80%を超える。日清戦争と日露戦争において壮丁男子の大規模な召集がなされたことを念頭に置くと、ここでの兵の遺族に対する扶助料は平病死によるものよりも戦傷病死によるものがより多かったと推測できる。

終身恩給の平均受給額を示した表3によると、明治30・40年代の軍人恩給法の増額改正を経た1912年において、普通恩給は勅任官の1619円から兵の52円、普通恩給を含めた増加恩給は同じく1890円から82円、扶助料は504円から42円となっている。どの恩給においても、特に1904年と1906年の改正を経て判任官と兵およびその遺族の平均受給額が増加しており、このことは1894年から1937年の各種終身恩給の2年ごとの増加率を示した表4からも確認できる。ただし、1912年の普通恩給と増加恩給を同年の男子職工の平均年収、扶助料については受け取る主体が妻や孤児、父母または祖父母であることを考慮して女子職工の平均年収と比較すると、普通恩給額は判任官で男子職工の平均年収の52%，兵で32%，増加恩給額は判任官で80%，兵で51%，扶助料額は判任官の遺族で女子職工の平均年収の83%，兵の遺族で54%であった。普通恩給受給者は普通恩給を受給しながら就業することも可能であったが、基本的に健常者と同等の就業が難しかった思われる増加恩給受給者や主たる働き手を失った遺族にとって¹⁸、上記の金額は不十分なもの

¹⁷ 陸軍省編『陸軍省統計年報』で軍人恩給法の給助金と賑恤金の受給人数と金額が捕捉できるのは1892年から1900年までと1912年以降であるため、本項では主に終身恩給を検討する。

¹⁸ ただし、恩給法案を審議する衆議院恩給法案特別委員会において当時の内閣恩給局長入江貫一（在任期

表3 終身恩給平均受給額

年	普通			増加			扶助			傷病			職工平均年収		
	勤任	奏任	判任	兵	合計	勤任	奏任	判任	兵	合計	勤任	奏任	判任	兵	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1892	1120	349	61	36	152	1120	413	83	50	169	700	102	25	27	72
1894	1135	359	63	36	155	1135	436	84	49	174	350	102	25	27	70
1896	1114	358	63	37	148	1302	439	83	50	165	445	124	55	30	41
1898	1140	350	63	37	132	1515	446	83	50	150	417	126	39	30	37
1900	1177	342	63	37	118	1552	439	83	50	136	398	125	38	30	37
1902	1279	329	63	37	122	1579	421	82	50	140	413	133	40	31	39
1906	1369	295	79	50	84	1665	413	122	78	115	445	202	63	43	53
1908	1403	287	82	51	85	1719	406	128	81	118	442	196	60	42	52
1910	1423	287	84	51	88	1739	408	129	81	122	440	189	59	42	52
1912	1619	306	85	52	93	1890	431	130	82	128	504	187	65	42	53
1914	1737	319	87	53	99	2009	446	133	83	134	538	185	64	42	54
1916	1766	326	89	53	103	2038	452	135	83	138	564	184	63	43	55
1918	1823	336	91	55	110	2194	484	139	86	147	583	181	66	44	56
1920	2663	599	202	120	224	3224	847	300	180	293	987	358	144	99	126
1922	2451	597	214	129	259	3224	900	356	252	282	875	349	139	99	125
1924	3087	823	281	176	365	3949	1338	680	547	584	1711	610	214	134	191
1926	3079	807	281	176	387	3937	1374	677	547	585	1603	537	194	142	193
1928	3121	800	281	176	397	3995	1379	676	546	584	1606	538	189	140	195
1930	3109	797	281	176	410	3962	1398	676	545	584	1604	531	184	138	198
1932	3091	795	281	176	424	3946	1387	676	545	584	1597	528	182	136	201
1934	3092	793	281	176	435	3883	1373	677	545	584	1623	532	185	137	209
1935	3086	795	281	176	442	3883	1356	678	545	584	1629	529	184	136	211
1936	3085	793	282	176	451	4006	1359	676	545	584	1644	526	183	135	213
1937	3086	789	282	176	459	4006	1348	671	542	581	1645	527	183	135	216
													191	176	154

注1. 各恩給の平均受給額は当該年末の各恩給額を受給者数で除して算出した。

注2. 増加恩給は普通恩給を含む。

注3. 男子および女子職工の平均年収は1日の平均賃金×25日(1ヶ月)×12で算出。『陸軍省統計年報』各年、男子および女子職工の平均年収は大川一司(ほか)編(1967)『物価(長期経済統計8)』東洋経済新報社、247頁から算出。出所

表4 終身恩給平均受給増加率

● 対前年増加率

年	CPI				普通				増加				扶助			
	勅任	奏任	判任	兵	合計	勅任	奏任	判任	兵	合計	勅任	奏任	判任	兵	合計	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1894	4	1	3	3	0	2	1	6	2	0	3	-50	0	2	1	-3
1896	20	-2	0	0	1	-5	15	1	-1	1	-5	27	21	117	10	-41
1898	21	2	-2	0	1	-11	16	2	-1	0	-9	-6	2	-29	0	-10
1900	6	3	-2	0	1	-11	2	-1	0	0	-10	-4	0	-2	0	2
1902	2	9	-4	0	0	3	2	-4	0	0	3	4	6	3	3	5
1906	14	7	-10	25	35	-31	5	-2	48	55	-17	8	52	59	40	35
1908	7	2	-3	4	2	1	3	-2	4	4	3	-1	-3	-4	-1	-2
1910	-4	1	0	1	0	4	1	0	1	0	3	0	-4	-2	-1	0
1912	13	14	6	1	1	5	9	6	1	1	4	14	-1	9	1	2
1914	-5	7	5	3	1	7	6	3	2	1	5	7	-1	-1	0	1
1916	1	2	2	2	1	4	1	1	2	0	3	5	0	-1	1	2
1918	65	3	3	3	4	7	8	7	4	4	6	3	-2	5	2	3
1920	39	46	79	122	119	103	47	75	115	109	100	69	98	119	127	123
1922	-10	-8	0	6	7	16	0	6	19	40	-4	-11	-2	-4	0	0
1924	0	26	38	31	36	41	22	49	91	117	107	96	75	54	36	53
1926	-3	0	-2	0	0	6	0	3	0	0	0	-6	-12	-9	6	1
1928	-5	1	-1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	-3	-1	1
1930	-12	0	0	0	0	3	-1	1	0	0	0	0	-1	-2	-2	1
1932	-11	-1	0	0	0	3	0	-1	0	0	0	0	-1	-1	-1	2
1934	5	0	0	0	0	3	-2	-1	0	0	0	2	1	2	1	4
1935	2	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	-1	-1	1	1
1936	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	-1	-1	-1	1
1937	8	0	0	0	0	2	-1	-1	0	-1	0	0	0	0	0	1

● 期間別平均増加率

期間	CPI				普通				増加				扶助			
	勅任	奏任	判任	兵	合計	勅任	奏任	判任	兵	合計	勅任	奏任	判任	兵	合計	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1894-1912	9	4	-1	4	5	-5	6	1	6	7	-3	-1	8	17	6	-1
1912-1922	17	11	16	23	22	24	12	16	24	26	19	15	15	21	22	22
1922-1932	-7	3	6	6	7	12	4	10	18	26	17	13	10	6	6	10
1932-1937	1	0	0	0	0	2	0	-1	0	0	0	1	0	0	0	2

注 1. 対前年増加率は1906年が1902年から1906年の増加率、それ以外の年は2年前から当該年にかけての増加率。
期間別平均増加率は各期間の対前年増加率の数値を平均したもの。

出所 『陸軍省統計年報』各年、消費者物価指数は大川一司（ほか）編（1967）『物価（長期経済統計8）』東洋経済新報社、135-136頁。

であつただろう。また、表4に掲載した各期間の各種恩給の平均増加率をみると、1894年

間は1920年4月から1923年4月）が述べているように、一旦傷病程度が認定されて増加恩給を受けている者が実はその後回復して健常者と同様に就業している事例も多くあり、これが国民の「アア云フ者ニ國ノ金ヲ与ヘテ置クノハ不都合デハナイカ」という不満につながっていた（『恩給制度史』、122頁）。

から1912年の消費者物価指数の平均増加率は9%であったが、判任官の遺族に対する扶助料を除いて、この期間の階級別でみた各種恩給の平均増加率は消費者物価指数のそれ未満であった。普通恩給、増加恩給、扶助料の金額は軍人恩給法の改正で増加したが、その増加は支出額の上昇に見合っておらず、結果的に軍人および

その遺族が受け取る実質恩給額は減少したのである。

3. 1917年から1922年の法改正および恩給法の制定と陸軍恩給

(1) 1917年から1922年の法改正と恩給法の制定

1914年7月のオーストリアのセルビアに対する宣戦布告によって始まった第一次世界大戦は日本に未曾有の好景気をもたらしたが、一方で需給ギャップの拡大と大幅な通貨供給量の増加による急激なインフレーションを伴い¹⁹、これにより退役軍人およびその遺族の実質恩給額はさらに低下した。この状況のなかで、政府は個別に存在した文官、軍人、教育職員、警察監獄職員、宮内職員の恩給制度を内容的に統一し、より整備されたものにした上で実質恩給額の増加を図りたいと考えていた。しかし、法整備に巨額の経費がかかることと、従来規定の改廃がすでに受給している者と今後受給する可能性のある者における利害関係の調整を困難にすることから、政府はなかなか成案を得ることができなかった²⁰。だが、実質恩給額のさらなる低下が社会問題化したために、政府は早急に恩給制度を抜本的に見直し、実質恩給額の改善を図らねばならなくなった。

第一次大戦中の1917年7月に軍人恩給法が改正された。この改正では新たに「戦闘ニ準スヘキ公務」を認め、この場合の増加恩給ないし扶助料の年額および賑恤金の金額が戦闘によるものと同額になった。さらにこの法律の施行により、すでに給付されている増加恩給が増額された。また、普通恩給は1922年1月までの期間で、扶助料は1920年1月までの期間で、それぞれ財政の状況を勘案しつつ、特に下士官以

下のものから順に増額された²¹。

1920年7月には「恩給扶助料等ノ増加ニ関スル件」が、1922年3月には「増加恩給等ノ増額ニ関スル件」が公布された。前者の目的はすでに発生している各種恩給および扶助料を1920年8月から全面的に増額することであり、軍人とその遺族については、年額が中将相当官の20%から下士官以下および相当官の100%の割合で増額された²²。後者はもともと臨時立法であったが、結果的に1923年の恩給法制定まで効力を持った法律であり、1922年3月末現在にすでに増加恩給を受けている者または4月以降に受けることになる者に対して、本来の年額に各人の傷病の原因と程度に応じて、第1項症170-180円から第6項症40-50円を加えて支給することを定めたものであった²³。

1923年4月に公布された恩給法によって、それまで個々に存在していた各公務員の恩給制度は1つの法律に統一され、軍人およびその遺族に対する恩給もこの法律によることになった。恩給の種類は終身が普通恩給、増加恩給、扶助料、一時金が傷病賜金、一時恩給、一時扶助料であり、終身の各種恩給を受けるための要件は基本的に軍人恩給法の規定と同じであった。一時金についてみると、傷病賜金は軍人恩給法の賑恤金、一時恩給は同じく給助金に相当するものであった。一時扶助料は、普通恩給の受給権を持って死亡した軍人に扶助料を受けるべき遺族がなく、未成年または不具廢疾で頼る者もなく生計の立たない兄弟姉妹が存在した場合に彼ら・彼女に給付され、あるいは、在職中に死亡し、もしその時点で退職していれば一時恩給の受給権を持っていた軍人の遺族に給付

²¹ 『恩給制度史』、86頁。

²² 『恩給制度史』、110-111頁。この法律によって、名譽進級したにもかかわらず進級前の階級の恩給ないし扶助料を受けていた軍人およびその遺族は1920年7月から名譽進級後の階級に対応した恩給ないし扶助料に増額されることになった。

²³ 『恩給制度史』、111-112頁。

¹⁹ 浜野潔・井奥成彦・中村宗悦・岸田真・永江雅和・牛島利明（2009）『日本経済史1600-2000 歴史に読む現代』慶應義塾大学出版会、157頁。

²⁰ 『恩給制度史』、113-114頁。

された²⁴。

ただし、終身の各種恩給は給付金額が大幅に上昇し、有期恩給は給付を受けるための要件が緩和された。この点を簡単に確認しておこう。軍人恩給法制定時における兵の普通恩給の最低年額は36円であったが、恩給法では150円になつた²⁵。増加恩給は先にみた1904年4月の改正時において、戦闘による傷痍（以下、「甲」号）で第1項症の程度が認められた兵は年額50円が、普通公務による傷痍（以下、「乙」号）で同程度の場合は35円が給付されたが²⁶、恩給法では、「甲」号でもっとも低い第6項症が認められた兵は年額300円、「乙」号の場合は240円を受けることになった²⁷。傷病賜金では傷病の原因、第1款症から第10款症に区分された傷病の程度、階級に対応した金額を示す表が作られ、例えば、傷病程度で中程度の第5款症が認定された兵はその原因が「甲」号であれば900円、「乙」号であれば720円を受け取つた²⁸。一時恩給においても階級と在職年に対応した金額を示す表が作られ、軍人恩給法では4年以上からであった受給開始条件が1年以上に

短縮された²⁹。

（2）恩給受給軍人および遺族の生活の質的改善

表1から1914年から1932年の陸軍恩給の推移をみておくと、受給人数は19万人から18万人前後に緩やかに減少し、その結果、全受給者数に占める陸軍の割合も1914年の75%から1932年の48%まで低下する。階級別にみると、受給人数が減少するなかで特に兵およびその遺族の受給人数が減少しており、判任官以上の軍人とその遺族の受給人数は増加したことが確認できる。一方、受給人数と対照的に、陸軍軍人とその遺族が受け取った恩給額は年を追うごとに増加して1914年の1526万円から1932年の6572万円になり、1930年ごろには一般会計支出の3%から4%を占めるようになった。階級別にみると、やはり兵とその遺族に対する給付の構成比が低下し、判任官以上の軍人とその遺族に対する給付の構成比が上昇している。ただし、兵とその遺族に対する給付の絶対額は特に1914年から1924年にかけて大幅に上昇している。1917年から1922年の法改正と恩給法は、軍人またはその遺族の受給者数を増やす方向ではなく、彼ら・彼女らの恩給受給額を増やす方向に機能したのである。

表2から1914年から1932年の終身恩給の人数をみると、普通恩給受給者の構成比は上昇傾向を示して50%から55%，一方の扶助料受給者のそれは50%から45%に低下する。また、増加恩給受給者は日露戦争後の1906年の26%から低下するものの、普通恩給受給者の15%程度を占める。各種恩給の階級別の構成比をみると、普通恩給の構成比は、日露戦争直後に急上昇した兵の構成比が年々低下し、1932年には奏任官、判任官、兵でほぼ同比率になる。ただし、増加恩給はやはり兵の構成比が圧倒的に高く、また扶助料についても、奏任官と判任官

²⁴ 『恩給制度史』、136頁。

²⁵ 『恩給制度史』、80頁、『同』、資料、480-481頁。

²⁶ 『恩給制度史』、84頁。軍人恩給法の第1項症は「陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例」によれば（1）不具廃疾で常に介護が必要である、（2）咀嚼と言語機能を両方失っている、（2）内臓機能に重大な損傷を抱えている、であった（『同』、資料、440頁）。

²⁷ 『恩給制度史』、資料、483、490頁。第6項症は（1）首または体幹の運動機能を大きく損ねている、（2）1メートル離れると片側の目が視力検査表の0.1の項目を判別できない、（3）片手の第1および第2指を失っている、（4）片足の全趾を失っている、であった。

²⁸ 『恩給制度史』、資料、484、491頁。第1款症は（1）片側睾丸を失っている、片目が視力検査表の指標0.1を2メートル以上離れて判別できない、（3）片耳の聴力を完全に失っている、（4）片手の親指を完全に失っている。第10款症の主な傷病程度は（1）片足の第3趾から第5趾のうちの1趾が機能しない、であり、第5款症は（1）片側の目の視力が0.1未満である、（2）片手の中指が機能しない、（3）片足の第2趾が機能しない、であった。

²⁹ 『恩給制度史』、135頁。

表5 有期限恩給人數

年	人數	構成比			階級別構成比			一時恩給			一時扶助料				
		傷病賜金	一時恩給	斟酌料	合計	勤任	奏任	判任	勤任	奏任	判任	兵	合計	兵	合計
1912	724	21	78	0	100	0.0	0.0	2	98	100	0.2	20	80	0.0	100
1914	1070	14	86	0	100	0.0	0.0	3	97	100	0.1	10	89	0.0	100
1916	1041	19	81	0	100	0.0	0.0	5	95	100	0.5	14	86	0.0	100
1918	719	11	89	1	100	0.0	0.0	1	99	100	0.6	18	82	0.0	100
1920	1264	8	92	1	100	0.0	0.0	0	21	79	0.2	16	83	0.0	100
1922	660	25	74	1	100	0.0	0.0	5	95	100	0.2	31	69	0.0	100
1924	1786	10	84	6	100	0.0	0.0	4	96	100	0.2	22	77	0.0	100
1926	881	10	86	5	100	0.0	0.0	6	94	100	0.1	7	93	0.0	100
1928	962	15	80	5	100	0.0	0.0	3	97	100	0.0	3	97	0.0	100
1930	1770	6	92	2	100	0.0	0.0	6	94	100	0.0	6	94	0.0	100
1932	861	11	85	3	100	0.0	0.0	6	94	100	0.0	2	98	0.0	100
1934	917	49	47	4	100	0.0	0.0	11	89	100	0.0	3	97	0.0	100
1935	1263	43	54	3	100	0.0	0.0	11	89	100	0.0	12	88	0.0	100
1936	1033	38	58	4	100	0.0	0.0	9	91	100	0.0	8	92	0.0	100
1937	1098	63	32	5	100	0.0	0.0	3	97	100	0.0	4	96	0.0	100

注1. 各年人数は当該年中の各恩給受給者数。
出所「陸軍省統計年報」各年。

表6 有期恩給平均受給額

年	傷病賜金			一時恩給			一時扶助料			職工平均年取		
	勤任	奏任	判任	兵	合計	勤任	奏任	判任	兵	合計	男子	女子
1912	192	91	93	1440	318	98	145	145	128	76	76	78
1914	149	93	95	1440	304	98	121				162	81
1916	243	115	122	1395	301	98	133				174	84
1918	192	106	107	1260	292	98	140				306	147
1920	109	128	124	1449	336	97	138	120			543	255
1922	397	217	227	1638	563	192	311	109			639	279
1924	439	367	370	1325	401	342	357	696	341	255	521	267
1926	1003	810	822	2709	792	373	405	1008	345		636	273
1928	825	876	874	699	308	319	827	518			647	255
1930	968	873	879	242	206	209	967	374			549	213
1932	1067	845	859	460	311	313	949	422			603	183
1934	1190	952	978	666	391	398	1196	426			738	183
1935	1046	802	828	231	302	293	1266	494			766	186
1936	1051	688	722	292	309	308	1176	469			748	189
1937	1066	574	589	452	401	403	361	586			525	204

注1. 男子および女子職工の平均年取の算出方法は表3と同じ。
出所「陸軍省統計年報」各年、男子および女子職工の平均年取は大II一司 (ほか) 編 (1967) 「物価 (長期経済統計8)」東洋経済新報社、247頁から算出。

の比率も上昇するものの、やはり兵の遺族が過半を占める。第一次世界大戦の時期から 1930 年代初頭にかけて、増加恩給と扶助料については日露戦争のインパクトは非常に大きかったのである。

1912 年から 1932 年の有期恩給の人数を表 5 からみておくと、有期恩給受給者の 10 %、年によっては 20 % 前後が下士官以下に給付される傷病賜金の受給者、70 % から 80 % が下士官以上に給付される一時恩給の受給者、5 % 前後が一時扶助金の受給者である。階級別に各有期恩給の受給者をみると、傷病賜金の受給者の大半は兵であり、一時恩給の受給者の大半は判任官となっている。一時扶助料の受給者は、年により変動が大きいが、1914 年から 22 年を除き、奏任官または判任官の遺族であった。

次に、表 3 によって 1914 年から 1932 年の各種終身恩給の平均受給額を、表 6 によって 1912 年から 1932 年の各種有期恩給の平均受給額をみておこう。終身恩給をみると、1917 年から 1922 年の改正と恩給法の制定を経て、どの階級のどの恩給においても大幅な増額があったことがわかる。これは先に表 4 で示した各種終身恩給の平均増加率の特に 1920 年と 1924 年の対前年増加率からも確認できる。この結果、例えば 1926 年の兵の普通恩給平均受給額は 1914 年の 3.3 倍、同じく増加恩給は 6.6 倍、扶助料は 3.4 倍となり、1926 年の兵の普通恩給は同年の男子職工平均年収の 28 %、増加恩給は同じく 86 %、1926 年の兵の遺族に対する扶助料額は同年の女子職工平均年収の 52 % となった。特に増加恩給が大幅に改善したのである。有期恩給を傷病賜金からみると、1912 年から 1922 年の判任官と兵の平均受給額はともに、判任官における数年の例外を除き、各年の男子職工平均年収未満であったが、恩給法施行後の 1926 年以降判任官と兵の平均受給額は男子職工平均年収を常に 200 円から 500 円程度上回った。判任官の一時恩給の平均受給額は、

1918 年から 1922 年の期間を除き、各年の男子職工平均年収の 50 % 前後であった。判任官と兵の一時扶助料の平均受給額は年によって変動が大きいが、特に判任官のものでみると、1924 年以降常に女子職工平均年収を上回った。

改めて表 4 で 1912 年から 1922 年と 1922 年から 1932 年の各種終身恩給の平均増加率をみると、1912 年から 1922 年については、特に判任官と兵の各種終身恩給の平均増加率が消費者物価指数の平均増加率であった 17 % を 4 % ポイントから 9 % ポイント上回った。1922 年から 1932 年については、消費者物価指数の平均増加率が -7 % であったところ、各階級の普通恩給の平均増加率はそれを 10 % ポイントから 14 % ポイント、扶助料は 13 % ポイントから 20 % ポイント、増加恩給については 11 % ポイントから 33 % ポイントと大幅に上回った。また、普通恩給と増加恩給については、特に判任官と兵の平均増加率が高かったことを指摘しておきたい。1917 年から 1922 年の法改正と恩給法の制定を経て、軍人とその遺族が受け取る実質恩給額は全体的に上昇したのであり、1920 年前後から 1932 年にかけて、特に判任官以下の軍人およびその遺族の生活は金銭面でみて質的に改善したと判断できる。

4. 恩給の問題点の顕在化と 1933 年の恩給法改正

(1) 恩給の問題点と改正に向けた動き

前節でみたように、1917 年からの法改正と 1923 年の恩給法の制定によって、軍人とその遺族に対する名目および実質の恩給額は大幅に増加した。しかしこれは、恩給制度がなんらかの形で改正されない限り、恩給が常に財政上の大きな問題となり続けることを意味した。すでに恩給法案が審議されていたときから、例えば議員からは

「今日ノ恩給ノ年限ハ聊カ短キニ過ギル、斯様

ニシテ恩給ガ年々増加スルコトニナリマスレバ、結局ハ恩給ノ為ニ国家ノ歳入ノ余程多キ部分ヲ振向ケナケレバナラスト云フ結果ニナリマス、遂ニ或ハ歳入ノ一割若クハ一割五分ニモ達スルト云フヤウニナリハシナイカト思フ、現ニ斯様ニ増額致シマスト云フト、年々一億ノ金ガ此恩給ノ為ニ費サレルコトニナル、斯様ニシテハ、到底国民ガ堪ヘル所デナイカラ、年限ヲ延長スルノ意志ナキヤ、例ヘバ文官ハ今日十五年デアリマス、ソレデ恩給ニ達スルノデアリマス、之ヲ二十年ニ延長スルト云フコトハ出来ナイカ、武官モ同様、又警察官モ同様デアリマス、是モ相当ノ年限ノ延長ハ出来ナイノデアルカト云フ質問ガアリマシタガ、……」³⁰

というように、各公務員の恩給受給権の獲得最低年限を延長して、将来の財政における恩給の負担を下げるべきだとの意見も多く出されていた。また、上記の引用文にある「歳入ノ一割若クハ一割五分ニモ達スル…」は決して誇張ではなく、表1からもわかるように、恩給法制定前年の1922年で恩給総額は一般歳出の5%を占め、1930年には実際に9%まで上昇した。恩給法が施行される直前の1923年9月の関東大震災があり、その復興に巨額の国費が必要となる状況とも重なり、世間では1920年代後半から年々増加し続ける恩給が財政を破たんさせるという「恩給亡國論」が出てくるようになった。これらのことから、政府は財政負担の軽減につながる施策も含めて、恩給制度の改正を検討始めた。

1926年に次いで1928年に³¹、内閣総理大臣であった田中義一を会長とする行政制度審議会において恩給制度が審議された。この審議会は恩

³⁰ 『恩給制度史』、138頁、高橋光威（こうえ）衆議院恩給法案委員長の本会議における委員会審議の経過及び結果報告の一部。

³¹ 1926年にも若槻礼次郎内閣のもとで恩給法改正案が審議されたが、成案には至らなかった（『恩給制度史』、139頁）。

給制度の改正に関して要領を議決し、同年10月に「恩給制度改正要領」（報告書第8号）を政府に提出した。その内容で主なものをみておきたい³²。第1は、各公務員が普通恩給の受給権を獲得するための最低年限の延長であり、軍人については15年以上とされた。第2は、法改正後に一時恩給を受けその後公務員に再就職して普通恩給を受けるようになった者に、毎期支給される普通恩給額の1割以内をすでに受給した一時恩給金額に達するまで控除する方法によって、一時恩給の返済を義務付けた。第3は、扶助料の場合を除き、年金恩給と他の所得の合算額が1万円を超える場合、その超過額を年金恩給額から控除することであった。第4は、ある程度の期間ごとに、恩給受給権があるか否かを調査することであった。

1929年に、浜口雄幸内閣は陸軍大臣を会長とする兵役義務者及廃兵待遇審議会において、軍人及びその遺族の恩給制度についても議論させた³³。この審議会は1930年12月に答申した。そのなかに恩給制度に関するものも含まれており、重要なものとしては、増加恩給受給者に比べて遅れている一時賜金受給者の待遇改善であった。具体的には、一時賜金受給者の現在の傷病程度を再度審査した上で、症状が重い者には増加恩給を、症状がこれに次ぐ者には普通恩給を併給しない新たな年金を、症状が軽い者には一時金を給付することであった。その他に、戦傷病によって廃疾になったが、諸事情で恩給受給の手続きを取らなかったいわゆる「無償廃兵」と呼ばれる者に対して、事情が明らかになった場合に、傷病程度の審査の上で相当の一時金を支払うことなどがあった。

1931年に、若槻礼次郎内閣は内閣総理大臣を会長とする臨時行政財政審議会を設置し、恩給制度の改正を審議した。この審議会は、政府

³² 以下、「恩給制度改正要領」の内容は『恩給制度史』、139-140頁。

³³ 以下、この答申の内容は『恩給制度史』、140-142頁。

が緊縮財政方針のもとで実施した在職公務員の大幅減俸に対処する方針も盛り込んで同年8月に審査結果を答申した。これまでの要領や答申と重なるものもあるが、1931年のこの答申は次にみる1933年の改正の基礎となったので、その内容を軍人に関するものについてみておきたい³⁴。第1に、普通恩給の受給権獲得のための最低服役年限の延長であり、准士官以上が11年から16年とする。ただし下士官以下は、「其ノ服役年限ニ制限アルコト、優良下士ヲ得ルノ困難アル等ノ事情ヲ斟酌シ」³⁵、11年に据え置く。第2に、普通恩給額の計算方法の変更である。准士官以上の軍人は最低服役年限での最低普通恩給年額を各階級の基礎俸給の150分の50とし、在職年が16年を超える場合は超過年に基礎俸給の150分の1を乗じた額を最低普通恩給年額に加える。また、下士官以下の軍人のように最低服役年限が16年未満の場合は、満たない年数分に同じく各階級の基礎俸給の150分の1を乗じた額を最低普通恩給年額から差し引く。第3に、普通恩給とその他の所得を合わせて年間1万円以上の所得がある者について、普通恩給および増加恩給からその超過分を減額する。ただし、扶助料については減額しない。第4に、以前に有期恩給を受け、その後再度軍人または他の公務員として復職して普通恩給を受けるようになった者について、普通恩給から控除する形でその有期恩給の全額またはある程度の額を返還させる。第5に、植民地在勤加算を減額する。第6は、在職中の准士官以上の軍人について、法改正前後で異なる服役年の通算方法と、通算による服役年に見合った普通恩給額の給付についてである。服役年の通算方法については、法改正後の服役年に法改正前の服役年としてその年数に11分の16（1.45）

を乗じた数値を加えることになった。法改正後に在職中の准士官以上の軍人はこの方法で算出された服役年に相当する恩給を受け取ることになった。第7に、退職時の昇給の制限についてである。これは恩給法のもとでは退職時の俸給が恩給額算出の基礎となることから、「退職間際ニ至リ一級乃至甚シキハ數級ヲ昇給セシメ之カ為恩給額ハ一割乃至數割ノ増大ヲ來スコト少カラス」³⁶、これは「退職前ノ実際ノ生活程度ニ比例シテ恩給ヲ給與スルノ精神ニ合致セサルノミナラス、昇給認可ノ寛大ナル官庁、転補スヘキ官職多キ部局ニ偏倚シテ行ハレ、不公平ヲ免レサル実状」³⁷となっていたためであり、退職時に行う昇給は原則として1階級に止めることとした。

（2）1933年の恩給法改正と結果

1932年、齊藤実内閣は先にみた1931年の答申を基礎に実現可能な改正案を作成し、1933年2月に改正案を議会に提出した。この法案が同年3月に衆議院と貴族院を通過した結果、4月に改正恩給法が公布され、10月から施行されることになった。この改正による恩給制度の主な変化を軍人に関するものについてみておきたい。

第1に、常に問題になっていた普通恩給の受給権獲得の最低服役年限が延長され、准士官以上は改正前の11年から13年に、下士官以下は同じく12年になった。先にみた1931年の答申内容と比べると、准士官以上は3年の短縮、一方、下士官以下は1年の延長となった。また一時恩給や一時扶助料についても、受給権獲得の最低服役年限がこれまでの1年から3年に延長された。第2に、退職直前の昇進による恩給額の水増しを抑制する方法を定めた。これにより、全公務員の恩給額算出の基礎は退職時の俸

³⁴ 以下、この答申の内容は『恩給制度史』、142-145頁。

³⁵ 1931年8月答申の「恩給改正要綱説明」中の「（一）年金恩給ノ基礎要件タル在職年数ノ延長」（『恩給制度史』、146頁）。

³⁶ 同上「恩給改正要綱説明」中の「（十一）基礎俸給ノ制度」（『恩給制度史』、154頁）。

³⁷ 同上。

給から退職前1年間の俸給総額になった。軍人の場合、各階級の最低服役年限での退職により受けられる普通恩給額の3倍を仮定俸給年額とし、原則的に過去2年以上昇進しておらず、退職年に1階級昇進した者についてのみ、退職直前の昇進による恩給額の増加が認められることになった。第3に、一時金である傷病賜金の傷病程度の第1款症から第4款症に該当し、かつ永続性が認められる傷病を持つ下士官以下の軍人に対して新たな傷病恩給を制定した³⁸。これは1930年末の答申を受けたものであった。第4に、いったん一時恩給を受けて退職し、軍人ないし他の公務員に再就職して普通恩給を受けるようになった者に対する一時恩給の返還方法を定めた。第5に、若年者の普通恩給の減額を定めた。これは「非常ニ年令ガ若クテ、十分ニ働ケルノニ、普通ト同ジ恩給ヲ受ケテ居ルト云フコトハ少シ良過ギルトモ考ヘラレマス」³⁹ということから、35歳未満の者は普通恩給年額の6分の1、40歳未満の者は8分の1が減額されることになった。ただし、増加恩給や傷病年金を伴う場合の減額はなかった。第6に、恩給年額が1000円を超えており、かつ他の所得と合わせて年間6000円以上の所得がある者に対する恩給支給額が減額された。第7に、従来軍人には課せられていなかった恩給納金が開始され、下士官以上の軍人は毎月の俸給の1%を国庫に納めることになった。第8に、服役加算の規定が整理され、第9に、2年に1回恩給受給者はその権利の適否を調査されることになった。

1933年から1937年の陸軍の恩給受給人数と金額を表1で確認しておこう。受給総数に占める割合は1932年から1937年にかけて低下する

³⁸ なお、新しい傷病恩給の制定により、一時金である傷病賜金はこれまでの第5款症から第10款症の内容を第1目症から第6目症として示すようになった（『恩給制度史』、資料、515-516頁）。

³⁹ 衆議院恩給法中改正法律案委員会における堀切善次郎法制局長官の説明（『恩給制度史』、162-163頁）。

が、受給人数自体は1935年から増加しており、1936年に再び18万人になった。階級別の構成比は1920年代後半から1930年代初期とほぼ同じである。恩給金額については、1932年から1937年の一般会計に占める割合は1924年から1930年よりも1%ポイント低下して3%で推移しており、1933年の恩給法改正が陸軍恩給の増加に一定の歯止めをかけたことがわかる。階級別の構成比は、兵が少し低下し、奏任官が少し上昇するものの、やはり1920年代後半から1930年代初期と同じ傾向を示す。

表2から、1932年から1937年の各種終身恩給の受給人数についてみよう。普通恩給に占める増加恩給の割合は1920年代と変化ないが、1933年の改正によって新設された傷病年金の構成比は1934年以後急上昇して1937年に6%となり、同年の普通恩給と扶助料の構成比は1932年よりもそれぞれ3%ポイントないし2%ポイント低下する。普通恩給と扶助料の受給者は1932年から1937年にかけてそれぞれ3606人と1735人、増加恩給受給者は306人減少し、1937年の傷病年金受給者は10326人であった⁴⁰。1933年の改正では普通恩給の受給権獲得の最低服役年限が延長されたが、これは普通恩給受給者の増加を抑制したのである。各種恩給の階級別の構成比をみると、普通恩給と扶助料について、1920年代から引き続き奏任官の構成比の上昇と兵の構成比の低下が確認でき、特に普通恩給では1937年に奏任官と兵の構成比が逆転する。他方、下士官以下の軍人のために新設された傷病年金受給者の90%が兵であった。なお、普通恩給受給者における奏任官の構成比の上昇は1910年から確認できるが、現段階ではその理由は不明である。この解明は今後の課題としたい。

1932年から1937年の各種終身恩給の平均給付額を表3からみると、各階級の各種終身恩給

⁴⁰ 各種恩給の受給者数は陸軍省編『陸軍省統計年報』1932年版、1937年版から算出。

の平均給付額は恩給法施行後のものとほとんど変わらない。兵の傷病年金の年額は1936年で155円であり、同年の男子職工年収の26.5%であった。

1932年から1937年の各種有期恩給の受給人數を表5からみておくと、有期恩給の受給者數は増加傾向であり、年によって違いがあるが、1934年以降傷病賜金が40%から60%，一時恩給が30%から50%強である。ただし、一時恩給の構成比は1933年を境に大きく低下している。これは1933年の改正で一時恩給を受けるための最低服役期間が延長されたことが影響している。各種有期恩給の階級別の構成比は1920年代後半とほぼ同じである。次に、同じ期間の各種有期恩給の平均給付額を表6からみておくと、兵の傷病賜金の給付額は1932年の845円から1934年に952円に増加したのち、1937年の574円まで減少する。判任官についても、1937年の給付額は1934年のそれよりも低くなっている。ただし注意しなければならないのは、先にみたように、1933年10月の改正の実施によって、それ以前の傷病賜金の傷病程度でより重症の者は傷病年金を受けるようになり、相対的に軽症の者が傷病賜金を受けるようになったことである。これは1934年以後の傷病賜金の平均給付額を低下させた理由と考えられるが、それでも1936年における兵の傷病賜金の平均給付額は同年の男子職工年収の1.18倍、1937年で0.94倍であった。1932年からの景気回復によって、一時恩給の受給者はもちろんのこと、傷病の程度が軽い傷病賜金の受給者もなんらかの就業が可能だったと思われるので、表6で示した平均給付額は決して少なくなかったと考えられる。

表4で1932年から1937年における各種終身恩給の平均給付額の増加率をみると、各種終身恩給の平均増加率は各階級ともに消費者物価指数の平均増加率である1%よりも低かったが、大きな差はない。この期間は、金銭的にみて、

軍人とその遺族の生活水準は大きく変化しなかったと評価できる。

おわりに

本稿の結論を次のとおりである。戦前日本の軍人恩給制度は1875年に傷痍した陸軍軍人ないしその遺族への扶助から始まった。1876年の陸軍恩給令から定年恩給である普通恩給が開始され、重度の傷病程度の軍人に対して終身で支給される增加恩給、各種の有期恩給、遺族に支払われる扶助料といったその後の軍人恩給法と恩給法につながる制度の原型ができあがった。しかし、明治30年代と40年代に数回にわたって恩給額の増加を目的とした軍人恩給法の改正が行われたが、軍人とその遺族に対する実質恩給額は減少し、急激な物価上昇を伴った第一次世界大戦期において、恩給に依存して生活していた退役軍人やその遺族の困窮はさらに深刻なものとなった。

以上のことが社会問題化するなかで、政府は1917年から1922年にかけて再度軍人恩給法を改正し、1923年に現代まで続く恩給法を制定した。これにより、恩給を受給する陸軍軍人とその遺族の人数はあまり増加しなかったものの、彼ら・彼女らが受け取る実質恩給額は特に1920年前後から32年にかけて大幅に増加した。また、その増加幅は下士官や兵およびその遺族ほど大きい傾向が確認できた。このことから、少なくとも金銭面からみて、1920年代および昭和恐慌期に恩給を受給していた軍人やその遺族の生活はそれ以前の時期のものと比べて質的に改善されたといえる。

ただし、恩給額の急激な増加はそのまま財政への圧迫につながり、世間での「恩給亡國論」の発生につながった。また陸軍においても、軍人が受け取る各種恩給の最低額は退職時の階級で決まったために、退職直前の軍人を昇進させてその受給額を上乗せする慣行が存在した。

1933年の恩給法改正の目的は、普通恩給の受給権獲得に必要な服役最低年限を延ばして上記の慣行の実施を制限することで、世間の恩給に対する批判をかわし、恩給の財政への負担を軽減することであった。1932年から1937年の陸軍の恩給受給者数や恩給総額、各種の終身恩給

および有期恩給の動向から判断して、1933年の改正は当初の目的をある程度達成したといえる。また、この期間に恩給を受給していた軍人とその遺族は、金銭面からみて、1920年代から1930年代初頭と同程度の生活水準を維持できたと評価できる。

The Development of Military Pension in prewar Japan

Toru Imajoh

This article focuses on the military pension from 1875 to 1937 in Japan, and makes clear how this system supported daily life of veterans and their bereaved families.

The military pension started in 1875 as financial assistances for army soldiers who became a severely disabled after suffering serious injuries during wars and bereaved families of fallen soldiers. Permanent or temporary pensions for retired or profoundly disabled soldiers and financial assistances for bereaved families got start from 1876, when the prototype of Japanese military pension system was created in. But the real price of pension was decreasing due to inflation during the latter half of Meiji era and World War I.

The Japanese government revised the Military Pension Act several times from 1917 to 1922, and enacted the Pension Act in 1923 as the fundamental law of pension for civil service including military in order to avoid making life quality of retired soldiers and their bereaved families worse. These actions taken by the government raised the real price of pension substantially from around 1920 to 1932. In particular, the quality of life of lower rank soldiers and their bereaved families improved dramatically.

But rapid increase of pension pressed fiscal policy, and there was a practice of promotion just before retirement to upgrade an amount of money received in the army. The aim of the amendment of the Pension Act in 1933 was to control pension in fiscal scale by extending a duration of employment to need to get pension right and restricting the practice, and the Japanese government had some success to accomplish their goals. Soldiers and their bereaved families who received some kind of pensions kept same level of living standard during 1920s to early 1930s.

JEL Classification: N3, N4

Key words: Military Pension Act, Pension Act, permanent pensions for retired or profoundly disabled soldiers, real price of pension